

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」について

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる経済的負担の影響を緩和するため、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。具体的な申請方法、手続きなどは、「広報ひの」やホームページでお知らせします。

臨時福祉給付金

● 給付対象者

平成27年度分市町村民税（均等割）が課税されない人。

ただし、平成27年度市町村民税が課税される人に扶養されている場合や、生活保護制度の被保護者は給付の対象外となります。

● 基準日

平成27年1月1日

● 支給額

給付対象者1人につき6千円

● 申請手続き

8月中旬に申請受付を開始します。

対象と見込まれる方につきましては、町から申請書を送付する予定です。



子育て世帯臨時特例給付金

● 給付対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。

ただし、生活保護制度の被保護者は対象外となります。

● 基準日

平成27年5月31日

● 支給額

児童手当支給対象児童1人につき3千円

● 申請手続き

8月中旬に申請受付を開始します。

対象と見込まれる方につきましては、町から申請書を送付する予定です。（公務員の方は勤務先から配布された申請書を、平成27年5月31日時点で住民登録のある市町村へ提出してください。）

児童手当現況届は 6月30日(火)までに 忘れずに提出してください



児童手当現況届は、6月1日における受給者の状況を確認し、児童手当を引き続き受給することができるかを確認するためのものです。平成27年6月以降も引き続き手当を受給するためには、現況届を提出いただく必要があります。対象の方へは役場から現況届を発送しておりますので、**6月30日(火)**までに役場福祉課へご提出ください。なお、この届けの提出がないと、6月分の以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当制度について

● 支給対象

0歳から中学校卒業まで
(15歳の誕生日後、最初の3月31日まで)

● 手当の月額

〔所得制限限度額未満の方〕

3歳未満……………一律1万5千円
3歳以上小学校修了前…(第1・2子) 1万円
……………(第3子以降) 1万5千円
(※施設入所等児童については、1万円)

中学生……………1万円

〔所得制限限度額以上の方〕

特別給付……………5千円

● 支給月

6月、10月、2月にそれぞれの前分まで支給
※支給開始は申請があった月の翌月となります